

夢の森フライングクラブ会則

平成21年9月27日制定

平成22年4月25日改訂

(名称、所在地)

第1条 この会は「夢の森フライングクラブ」(YFC)と称し、所在地を副会長または事務局長宅に置く必要に応じて「青森夢の森フライングクラブ」(AYFC)と呼称することができる

(目的)

第2条 この会は、ラジオコントロールによる模型航空機に関する会員の技術の向上を図るとともに、飛行場所を確保して安全に飛行を楽しむ会員相互の親睦を深めること及び模型航空の健全な発展と普及に寄与することを目的とする

(会員)

第3条 この会の会員は、この会の目的に賛同し、別に定める入退会規定の定めるところにより役員会で承認を得たうえで、定められた方法により入会金を納入した者とする。なお、本会則の制定時に従前から会員として在籍していた者並びに同等と認められる者はこの限りでない

2 会員は毎年度定められた方法により会費を納入しなければならない

3 会員は有効な損害保険に加入し、その証書等を携帯して飛行させなければならない

4 会員は本会則並びに本会則に基づく規定を遵守しなければならない

5 会員は入退会規定の定めるところにより退会できる。このとき納入済の会費等は返還しない

6 役員会は入退会規定の定めるところにより、会員を除名することができる

(役員)

第4条 この会に次の役員を置くほか、必要に応じて顧問を置くことができる

会 長	1名	事務局長	1名	幹 事	若干名
副 会 長	1名	会 計	1名	監査役	2名

2 会長は会を代表し、総括する。総会で会長を選出する

3 副会長は会長を補佐し、会長不在のときは会長を代理する。総会で副会長を選出する

4 事務局長は会の事務、渉外を担当する。総会で事務局長を選出する。事務局に事務局長が指名する事務局員を置くことができる

5 会計は会の会計を担当する。総会で会計を選出する

6 幹事は会長の指示により必要な職務を担当する。総会で幹事を選出する

7 監査役は会計の監査を行う。総会で監査役を選出する

8 役員任期は2年間とし兼任並びに再任を妨げない。ただし、監査役は会計を兼任できない

9 役員並びに事務局員は、本会の会員でなければならない

(会議)

第5条 この会に総会並びに役員会を設置する

2 総会は、会員の三分の二以上の出席をもって成立し、毎年度初めに1回開催するほか、会長が必要と認めるとき開催する

3 総会では、1) 事業計画並びに実績報告

4) 会則の制定及び改定

2) 収支予算並びに決算

5) その他必要な事項

3) 役員

を議決、承認または選出する

- 4 総会の議決、承認または選出は出席会員の過半数の賛同をもって決する
- 5 役員会は、会長の指示により年度初めに年間事業計画を立案し総会に諮り、また、会の運営に必要な規定を作成、制定し会の運営に当たる
- 6 役員会は、役員の三分の二以上の出席をもって成立し、出席役員の三分の二以上の賛同をもって決する

(職務)

第6条 この会を円滑に運営するため事務局、会計、幹事、監査役はそれぞれ次の職務を行う

- 2 事務局は、会の健全な運営に必要な規定を役員会の承認のもとに定め、会の総務、渉外を行う
- 3 会計は、役員会で定める会計規定に基づき、会の会計事務を行う
- 4 幹事は、会長の指示によりそれぞれ次の事項を担当する
 - 1) 飛行支援： 必要な規定を役員会の承認のもとに定め、会員の飛行の安全の確保に努めるとともに、初心者及び単独飛行不慣れな者に機器の取扱、操縦法等を指導、支援する体制を整え運営する
 - 2) 飛行場整備： 必要な規定を役員会の承認のもとに定め、会員に快適な飛行の場の提供並びに見学者等の安全の確保のため、常に飛行場を快適な状態に維持、整備する体制を整え運営する
 - 3) その他： 会長が指示した事項
- 5 監査役は、会の会計の公正を期するために必要な規定を役員会の承認のもとに定め、会の会計を監査する

(運営費用)

第7条 この会の運営には、入会金、年会費、寄付金、その他の収入をもって充てる

- 2 入会金、年会費の額は総会で議決し、これを定める

(飛行場所)

第8条 この会の飛行場所を「夢の森フライングクラブ飛行場」(以下飛行場という)と称する

- 2 飛行場所を青森市大字細越地内「夢の森自然公園」内に置く
- 3 会員は飛行場を使用して模型航空機を飛行させることができる
- 4 会員以外の者は会員の紹介により役員会の承認を得て、同行する紹介会員の指示に従って、客員として飛行場を使用することができる
- 5 客員は前項の使用承認のほか、有効な損害保険に加入していなければ模型航空機を飛行させることができない
- 6 客員が飛行場を使用して模型航空機を飛行させるとき、この会は別に定める飛行場使用料を徴収できる

(事故処理)

第9条 他の規定に係らず、対人、対物等に関する事故の場合、その被害者に対する賠償、補償その他の処理は当事者の責任で行い、この会並びに当事者以外の者は一切関知しない

附則

この会則は平成21年10月1日から施行する

この会則は平成22年4月25日から施行する